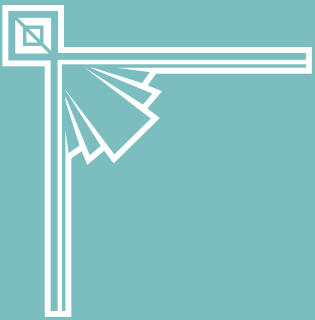
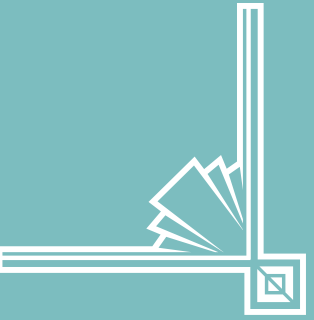
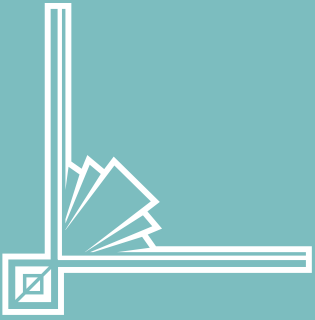




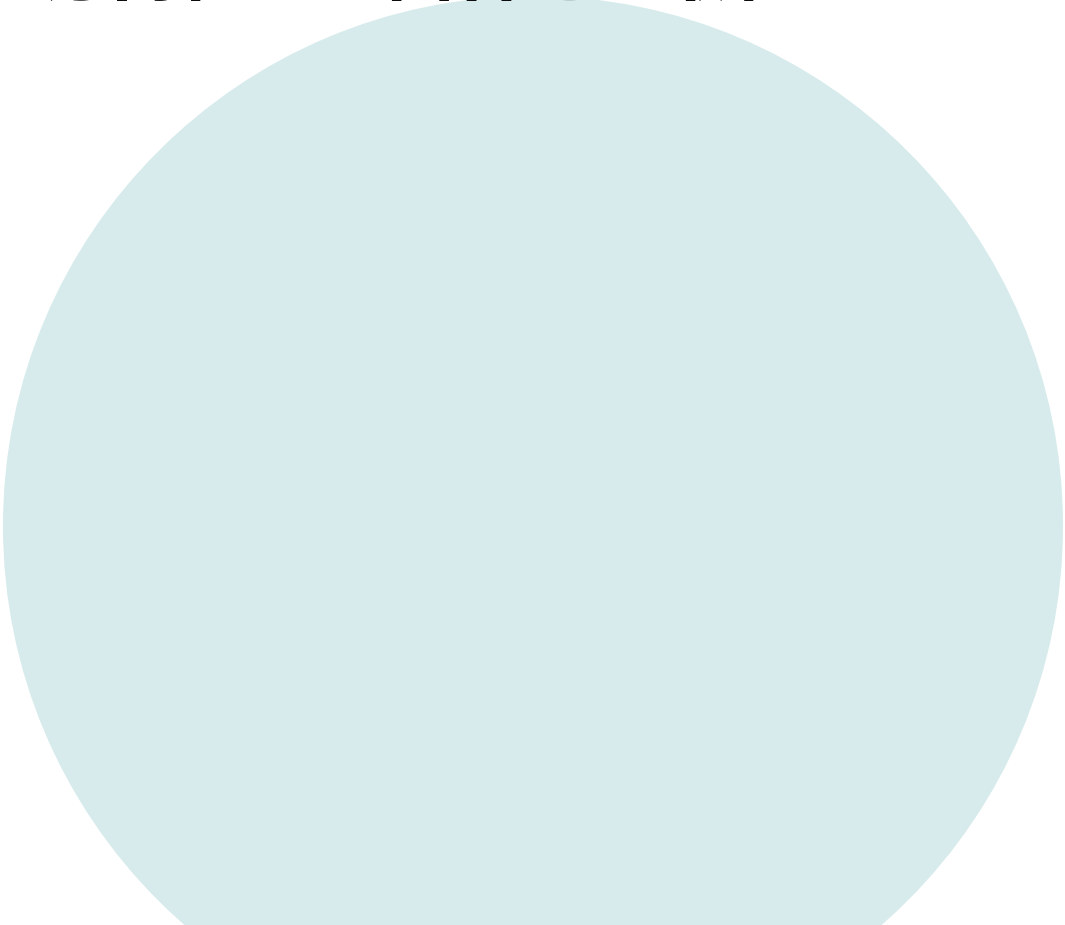
千葉県弁護士会
校則調査PT

校則調査に関する報告書

2022年9月1日



目 次

- 1 はじめに
 - 2 校則に係る法的整理
 - 3 校則の見直しに関する国の方向性・全国各地の取組
 - 4 調査の概要
 - 5 調査結果
 - (1) 校則調査
 - (2) アンケート調査
 - (3) 参考になる取組事例調査
- 

目 次

6 調査チームの考え

7 おわりに

1.はじめに

調査を始めたきっかけは…

千葉県内の高校でいわゆる黒染めスプレー事件があり、人権救済の申立てがなされました。

千葉県弁護士会より、体罰に準ずる人権侵害として、警告文を发出了しました。

生徒の髪に黒染めスプレー 千葉県弁護士会が県教委に警告 「体罰に準ずる人権侵害」

2020年11月6日 21:39 | 無料公開

千葉県弁護士会は6日、昨年3月に県立高校で、校則を理由に同意がない女子生徒1人の髪に黒染め用のスプレーをかけた事例があり、体罰に準ずる人権侵害に当たるとして、県教委と同校などに警告書を出したと発表した。県弁護士会が頭髮指導について警告を行ったのは初めてという。警告は9月25日付。

警告書によると、女子生徒は卒業生として出席する卒業式の昨年3月7日朝、頭髮検査後に髪全体にスプレーをかけられた。学年主任の女性教員が判断し、別の複数の教員がいた教室内で行われたという。

県弁護士会人権擁護委員会が昨年4月に女子生徒の母親から人権救済の申し立てを受け、調査を開始。昨年12月の聞き取りで同校側は「卒業式前日などの検査で、髪の毛先が以前染めた影響で痛んで赤っぽくなっていた」と説明。前日までの指導に女子生徒が応じず、卒業式当日にスプレーをかけたという。

一方、女子生徒は当時、地毛であると反論し、同会に対しても「2年時の秋までに別の部分に黒色の白髪染めをしたのみで、学校に申告し許容されていた」と説明した。「スプレーを持って待ち構えられ、式の時間も迫り仕方なく応じた」とも話しているという。

また、普段は髪を縛る対処法も提示されていたが、「髪を切るか染めるか二者択一を迫られた」（女子生徒）という。調査を担当した田中順子弁護士は記者会見で「一番の問題は本人が嫌がっていて、教員も拒否する態度を認識していた。教育上許される特別な事情もなく、髪を染めてしまうのは法律上体罰に準ずる」と指摘した。

県教委は今回の警告について「同意があって行われた指導だと認識していたが、意見の食い違いがあるため警告の内容を精査する」とコメントした。



警告書の内容について説明する田中弁護士（中央）ら＝6日、千葉市中央区の県弁護士会館

調査を始めたきっかけは…

2021年6月、文部科学省事務連絡「校則の見直し等に関する取組事例」が発出されました。

校則の見直し等に関する取組事例について、所管の学校及び域内の教育委員会等へ周知をお願いいたします。

事務連絡
令和3年6月8日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

校則の見直し等に関する取組事例について

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記については、これまでも各学校において、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に応じて、校則の見直し等に取り組んでいただいているところです。しかしながら、昨今の報道等においては、学校における校則の内容や校則に基づく指導に関し、一部の事案において、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかといった旨の指摘もなされています。

生徒指導提要（平成22年3月文部科学省）においても示されているとおり、校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものです。児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定のきまりが必要です。また、学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要なことであり、校則は教育的意義を有しています。

校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが重要です。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則をらせることのみの指導になっていないか注意を払う必要があります。また、校則の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要です。

学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏

まえたものになっているか、絶えず積極的に見直しなければなりません。校則の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限ですが、見直しについて、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例もあるほか、学校のホームページに校則を掲載することで見直しを促す例もあります。

また、校則の見直しは、児童生徒の校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていかうとする態度を養うことにもつながり、児童生徒の主体性を培う機会にもなります。

これらを踏まえ、今般、教育委員会や学校における校則の見直し等に関する取組事例をまとめましたので、別添のとおりお知らせいたします。各教育委員会や学校等においては、別添の取組事例も参考としながら、引き続き、学校や地域の実態に応じて、校則の見直し等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

ついては、これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、御配慮をお願いいたします。

【別添】

- 別添1：校則の見直し等に関する取組事例について（教育委員会・学校）
- 別添2：校則について（生徒指導提要（平成22年3月文部科学省）より抜粋）

【参考】

生徒指導提要（平成22年3月文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008.htm



（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導企画係

電話番号 03-5253-4111（内線3298）

03-6734-3298（直通）

e-mail s-sidou@mext.go.jp

調査を始めたきっかけは…

子どもの権利を不当に侵害する校則の存否、そして見直しが行われているかについて、調査・検討をする必要があります。

子どもにも、自由に決めて自由に生きる権利があります。

「意見を言ってもよい。」

「意見を言う権利がある。」

「自分たちで自分たちのことは変えていこう。」

調査を通して、子どもたちにはこんな気持ちを感じてもらいたいです。

2. 校則に係る法的整理

校則の法的根拠について、法令上明文の規定は存在しません。

生徒指導提要によると、「児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定のきまりが必要です。また、学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要なことであり、校則は教育的意義を有しています。」とされており、教育的意義をもち必要性があることから、校則の存在は正当化されています。

裁判例では、「校長は、教育の実現のため、生徒を規律する校則を定める包括的な権能を有するが、教育は人格の完成をめざす（教育基本法第一条）ものであるから、右校則の中には（略）生徒のしつけに関するものも含まれる」とされ、校長の校則制定権が認められています。教育基本法の目的から、校長の校則制定権を導いています。

校則制定権が及ぶ範囲は、「教育に関連し、かつ、その内容が社会通念に照らして合理的と認められる範囲」においてのみ是認されるものであるが、具体的に生徒の服装等にいかなる程度、方法の規制を加えることが適切であるかは、それが教育上の措置に関するものであるだけに、必ずしも画一的に決することはできず、実際に教育を担当する者、最終的には中学校長の専門的、技術的な判断に委ねられるべきものである」とされています。教育を目的として定められたものである場合には、その内容が著しく不合理でない限り、校則は違法とはならないとされています。

（参照：熊本地方裁判所判決昭和60・11・13・熊本丸刈り事件）

それでは、実際に、具体的な裁判例を見ていきましょう…

判例紹介

出典：大津尚志『校則を考える－歴史・現状・国際比較』（晃光書房、2021年、52頁）一部改変

事件名	判例	争われた校則	請求	結論
①熊本丸刈り事件 （公立中学校）	熊本地判昭60・11・13 （判時1174・48）	丸刈り校則	校則無効確認 損害賠償請求	却下 請求棄却
②京都標準服事件 （公立中学校）	京都地判昭61・7・10 （判例地方自治31・50）	標準服校則等	校則無効確認 標準服着用義務不 存在確認	却下
③千葉制服事件 （公立中学校）	千葉地判平1・3・13 （判時1331・63） 東京高判平1・7・19 （判時1331・61） 最判平3・9・3	制服校則	損害賠償請求	請求棄却
④兵庫丸刈り事件 （公立中学校）	神戸地判平6・4・27 （判タ868・159） 大阪高裁平6・11・29 最裁平8・2・22 （判時1560・72）	丸刈り校則	校則無効確認	却下 控訴却下 上告棄却
⑤千葉バイク退学事件 （私立高校）	千葉地判昭62・10・30 （判時1266・81） 東京高判平1・3・11 最判平成3・9・3 （判時1401・56）	バイク校則	損害賠償請求	請求棄却
⑥高知バイク事件 （公立高校）	高知地判昭63・6・6 高松高判平2・2・19 （判時1362・44）	バイク校則	損害賠償請求	請求棄却

事件名	判例	争われた校則	請求	結論
⑦修徳高バイク退学事件 (公立高校)	東京地判平3・5・27 (判時1387・25) 東京高判平4・3・19 (判時1417・40)	バイク校則	損害賠償請求	請求一部認容
⑧修高高パーマ退学事件 (公立高校)	東京地判平3・6・21 (判時1383・3) 東京高判平4・10・30 (判時1443・30) 最判平8・7・18 (判時1599・53)	パーマ禁止校則 運転免許取得禁 止校則	卒業認定確認 損害賠償請求	請求棄却
⑨大阪喫煙退学事件 (私立高校)	大阪地判平3・6・28 (判時1406・60)	喫煙処罰校則等	退学処分無効確認	請求棄却
⑩生駒市立中学染色事件 (公立高校)	大阪地判平23・3・28 (判時2143・105) 大阪高判平23・10・18 (季教177・56)	校則違反に対す る染色行為	損害賠償請求	請求棄却 控訴棄却
⑪大阪府立高校染色事件 (公立高校)	大阪地判令3・2・16 大阪高判令3・10・18	染髪の指導	損害賠償請求	請求一部認容 控訴棄却

⑪大阪府立高校染色事件（公立高校）

大阪地判令3・2・16／大阪高判令3・10・28／最
決令4・6・17

高校教員らから頭髪指導として頭髪を黒く染めるよう繰り返し強要され、高校に登校しなくなった後は生徒名簿から氏名を削除されるなどして精神的苦痛を被ったなどとして国家賠償請求等を行った事案。

第1審では…

「華美な頭髪、服装等を制限することで生徒に対して学習や運動等に注力させ、非行行動を防止するという目的」と認定し、特段詳細な検討もなく、「学校教育法等の目的に照らしても正当な教育目的であると言い得るし、一定の規範を定めてその枠内において生徒としての活動を推進させることにより、学習や運動等に注力させるという手法は一定の合理性を有する」としています。

規制の内容も、「染髪、脱色及び一部の特異な髪型を規制するにとどまるものであって、その制約は一定の範囲にとどまっている。」としています。

また、「生徒は自らの高等学校の定める規律に服することを前提として受験する学校を選択し、自己の教育を付託するのであるから、当該学校に在籍する期間に限って本件校則のような制約を生徒に課すとしても、その事が生徒に過度な負担を課すものとはいえず、それが社会通念に反するともいえない」としています。

頭髪指導として、生徒が不登校になった後に生徒名簿から氏名を削除する等したことについては、その手段の選択が著しく相当性を欠き違法であるとして、国家賠償法に基づく損害賠償を認めました。



控訴審では…

生徒の自主性も尊重するという視点に言及しつつ、結局は、学校に広範な裁量があることを根拠に、第1審の判断を維持して、控訴を棄却しました。

上告審では…

最高裁は、これを退ける決定をし、頭髪指導について定める校則は違法ではないとの判断が確定しました。

学校（校長）の裁量権を広範に認める裁判所の枠組みからすれば、校則が違法と判断される場合は限定的なものとなります。

しかし、校則は、こういった子どもの基本的人権を制約する性質をもつ以上、それが適法か違法かの判断は慎重になされるべきといえます。

3.校則の見直しに関する国の方向性・全国各地の取組

文部科学省

平成22年「生徒指導提要」の作成

校則について、実情に応じた積極的な見直しの必要性に言及。

令和3年6月28日 事務連絡「校則の見直し等に関する取組事例」の発出

平成22年生徒指導提要の上記引用部分を示し、「見直しについて、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例もあるほか、学校のホームページに校則を掲載することで見直しを促す例もあります」。

現在、生徒指導提要の改定作業中。

令和4年3月 改定試案

少数派の意見も尊重しつつ、個人の能力や自主性を伸ばすものとなるよう配慮。

校則を学校ホームページに公開。制定した背景を示すのが適切である。見直し手続の過程についても示すことが望ましい。児童生徒の関与について、「校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加することは…教育的意義を有する」。



令和3年6月28日付事務連絡で紹介されたものについて…

(岐阜県教育委員会)

平成30年9月

県立高等学校に対し、校則を見直すよう通知。

平成31年2月

県立高等学校を対象に校則の見直し状況について実態調査を実施。

令和元年11月

県立高等学校のホームページに掲載するよう依頼するとともに、見直し状況を再調査。

令和3年5月

県立学校に対し、校則について学校運営協議会等で議論すること、生徒が考える機会を設定するとともに、改定手続きを明文化するなど、生徒・保護者に周知することを再通知

教育委員会

(長崎県教育委員会)

・令和2～3年にかけて、県立高等学校、県内公立中学校を対象に校則の内容について、実態調査を実施。

・令和3年3月、県立学校に対し、校則の見直しを行うことなどを通知。

(鹿児島県教育委員会)

・令和2年度までの3年間における校則の見直し状況について、県内公立小・中・高等学校を対象に実態調査を実施。

・各学校に対し、校則の内容は、絶えず積極的に見直す必要があることなどを周知。



その他の取組事例について…

(佐賀県教育委員会)

令和2年3月

県立学校に対し、校則の見直しを通知。

令和2年11月

佐賀県弁護士会から校則の見直しの提言。県立学校に対し、再度見直しを通知。

令和3年4月

県立学校の校則の見直し状況を発表。

校則の見直しを(1)児童生徒の人権を保障したものであること、(2)社会通念上合理的と認められる範囲になっていること、(3)必要最小限の規定となっていること、(4)実社会で必要となる規範意識醸成のための内容であること、(5)教育目標の達成のための内容であること以上の5つの視点で整理している。

教育委員会

- ・下着は白色、地毛申請については規定のあった全校で削除。
- ・日傘の使用禁止、ひざ掛けの使用禁止規定のあった全校で削除。
- ・学用品以外の物は持ってこない、友人間の外泊は禁止などの規定が見直し。
- ・カバンにつけるマスコットは一つまで、マフラーの着用はコート着用時のみという規定が削除。
- ・校内での化粧禁止、靴下、セーター等の色の指定などの規定が見直し。

今後も、各県立学校が5つの視点により不断の見直しを進めていくよう、指導・支援に努めるとしている。



教育委員会

(福岡県教育委員会)

令和3年3月の県議会において、県立高校の校則について実態調査の結果を回答。

①髪を一律に黒く染める、②地毛証明書の提出、③ツブブロックの禁止、④謹慎は校内の別室ではなく自宅で行う、⑤下着の色の指定、⑥「高校生らしい」などのあいまいな表現での指導、⑦ポニーテールの禁止の7項目の校則の有無と見直し状況を調査した。その結果、①を規定した学校はなし。②は全廃。③半数以上の学校で廃止。④規定のある学校なし。⑤一部の学校で廃止。⑥29校中4校で廃止。⑦14校中8校で廃止であった。

これまで3年ごとに県立高校に対し実施している見直しの状況に関する調査を毎年行う。

(東京都教育委員会)

令和3年4月

都立高等学校等に対して、校則等に関して、教職員や生徒、保護者等が話し合う機会をもつなどの過程を経て自己点検に取り組むよう通知。

令和4年3月

都議会において、都立学校における校則等に関する取組状況について報告。

「生来の髪を一律に黒色に染色」「ツブブロックを禁止する指導」「登校しての謹慎（別室指導）ではなく、自宅謹慎を行う指導」「下着の色の指定に関する指導」「『高校生らしい』等、表現があいまいで誤解を招く指導」等が全ての都立学校で廃止。また、今後、各校が自校のホームページに校則を公開する。



教育委員会

(熊本市教育委員会)

令和2年

市内の小中高等学校の校則の見直しを開始。

令和2年10月

教職員、生徒児童、保護者に対して行った校則についてのアンケート調査の結果を発表。

令和3年3月

「校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドライン」を策定。

ア 児童生徒が、自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築

イ 必要かつ合理的な範囲で制定されることについて

ウ 校則の公表について（校則を各学校のホームページに掲載）

「校則の見直しに関するドキュメント＆座談会」動画をホームページ上で公開



学校・生徒主体

(世田谷区立桜丘中学校)

平成22年に校則を全廃した。

(板橋区立板橋第5中学校)

令和元年に生徒・教員が話し合い校則を決める取組を開始した。

(奈良市立若草中学校)

令和2年に古典的な細かい規則に基づく生徒指導を廃止し、生徒・教員で校則の見直しを実施した。

(栃木県立足利清風高校)

生徒・教員が1年をかけ校則の見直しを実施した。

(岐阜県立岐阜北高校)

生徒会が制服の一律着用の見直しを開始した。

(広島県立高校の6校)

生徒主体で校則の見直しを実施した。



弁護士会

（福岡県弁護士会）

- ・ 令和2年7月、福岡市に対し、市内の中学校における校則等の公文書公開請求。
- ・ 福岡市内の生徒、保護者、教職員から校則等に関する聞き取り調査。
- ・ 令和3年2月、福岡市内の市立中学校の校則に関する調査報告書を発表。

（佐賀県弁護士会）

- ・ 佐賀県及び佐賀市に対し、情報公開請求を行って中学校の校則を収集・検討。
- ・ 令和2年10月、中学校校則の見直しに関する提言。
 - 1 校則の中には、不合理なもの、時代にそぐわないものもあることから、改めて内容を精査し、その際には、規制目的が真に必要なかつ重要なものと認められるか、規制目的と規制手段との間に実質的合理的関連性があるかという観点から見直すべきです。
 - 2 子どもの権利を校則の中に明言すべきです。
 - 3 校則策定・変更手続をもうけるとともに、同手続においては、子どもや保護者の意見を聴取するまたは協議する等、子どもを関与させる仕組みを作るべきです。
- ・ 令和3年8月、校則に関するシンポジウムを開催。弁護士会の校則PTが提言後の校則の見直し調査の結果を報告。見直しに取り組んだ中学校の教頭が見直しの過程を説明。



4. 調査の概要

①「校則」の収集

千葉県内の公立中学校を対象にし、情報公開制度を利用した「校則」の収集を行いました。

各自治体や学校に対し、開示された各校則の制定趣旨について照会を行いました。

また、この照会に併せて、校則の改定手続の有無、改定手続がある場合の生徒の意見表明の可否などといった点についても尋ねました。

②アンケートの実施

千葉県内の学校に通学する生徒や卒業生、保護者の皆さんを対象としたアンケートを実施しました。

アンケートを実施した目的は、自治体、学校に対する情報開示や趣旨照会では明らかにならない伝統や暗黙のルールに子どもの権利を侵害するおそれがあるものがないか、あるいは、学校の先生による個別の指導や、校則が守られているかをチェックする服装検査等に不適切なものがないかを確認するというものです。

③取組事例の調査

校則調査を行う中で、校則に関する非常に有意義な取組に触れることができました。

「認定NPO法人カタリバ」の取組です。校則改定に関して先進的な取組を行うカタリバの方々にアプローチを行い、その結果、両者間の意見交換会を実現することができました。

5. 調査結果

調査結果の報告

それでは実際の校則をみてみましょう。

頭髪の校則

男女の別について

具体例

特になし。

PTが懸念した例

特になし。

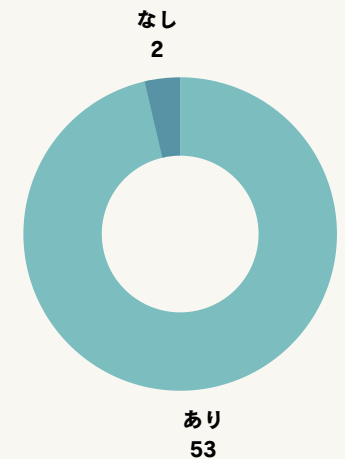
PTが注目した例

・多様性の観点から検討を考えている学校複数あり。

趣旨

- ・生徒からの要望。
- ・男女の性差。
- ・これまでの慣例。
- ・一般的に女子の方が長髪の生徒が多いため。

校則の有無：



頭髪の校則

髪の長さの指定について

具体例

- ・（女子）肩にかかる場合（襟が見えなくなる場合）はゴムでまとめるか編む、前髪は目にかからない程度にする（かかる場合はピン留めを許容する学校もあり）。
- ・（男子）前髪は目にかからない程度、後ろ髪は襟にかからない程度、横髪は耳が見える程度にする。

PTが懸念した例

- ・（女子）髪を束ねる位置を耳の真ん中より下に指定する。
- ・（男子）前髪は眉毛の上までにする。
- ・（女子）髪を束ねる本数を指定（2本以下）、その際束ねる位置を指定している場合もある（1：真後ろ、2：左右対称）

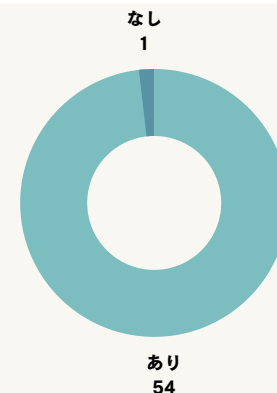
PTが注目した例

- ・男女とも長さの指定をしない。体育・部活動の妨げにならないよう、長い場合は束ねるよう指導している。
- ・芸能活動のために、期間を限定して緩和したり、宗教上の理由から緩和したりすることを明記している。

趣旨

- ・あらかじめ一定のルールを定め周知することで、保護者の理解が得られるとともに、生徒への個別指導を減らせる。
- ・制約は、個性を尊重していないことを意味するわけではない。流行り廃りの中で、個性ではなく真似をする者がいる。
- ・社会人となった時に制服が指定されていたり業務にあった服装などが求められている場合に、その趣旨を理解し行動をとれる社会人を目指す。
- ・入試などで面接を受ける際に相応しい姿を日頃から整える。
- ・子どもの権利を守る観点から。
- ・生徒間格差によるいじめ・不登校を防止するため。
- ・判断力育成のため。
- ・ゴムで束ねるのは、学習の妨げ防止するため。
- ・外部からの印象。
- ・これまでの慣例。
- ・マナー。
- ・清潔感ある身だしなみや髪型を意識して生活することが大切である。
- ・外見ばかりに囚われず充実した学校生活を送るため。
- ・学校教育目標を達成するため。

校則の有無：



頭髪の校則

髪型の禁止について

具体例

- ・ ツーブロック
 - ・ ソフトモヒカン
 - ・ おだんご
 - ・ 触角
 - ・ パーマ
 - ・ カール
 - ・ アシンメトリー
 - ・ ライン入れ
 - ・ 編み込み三つ編み
 - ・ 高いところで結ぶ
 - ・ 襟足が長い
 - ・ 脇だけ刈り上げる
 - ・ 目を隠す
 - ・ フェードカット
 - ・ 剃り込み
 - ・ 縮毛矯正
 - ・ ウェーブ
 - ・ 巻き髪
 - ・ 角刈り
 - ・ リーゼント
 - ・ エクステ
 - ・ 人工的に立てた髪
 - ・ (髪が肩にかかっていない) ハーフアップ
 - ・ くるりんぱ
- 上記髪型の禁止。

PTが懸念した例

- ・ 三つ編み。
- ・ ポニーテール（ヘルメットが被れないため）。
- ・ デザイン性の高い髪型。
- ・ 流行を追うような髪型。
- ・ 文字入り。
- ・ 逆モヒカン。

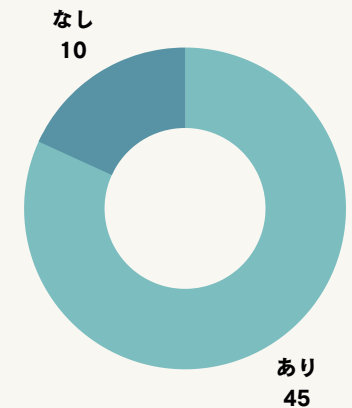
PTが注目した例

特になし

趣旨

髪の長さの指定と同趣旨。

校則の有無：



頭髪の校則

整髪料の禁止について

具体例

・ワックス、整髪料禁止、寝癖直し以外禁止。

PTが懸念した例

・ブリーチ作用のあるシャンプー使用禁止。

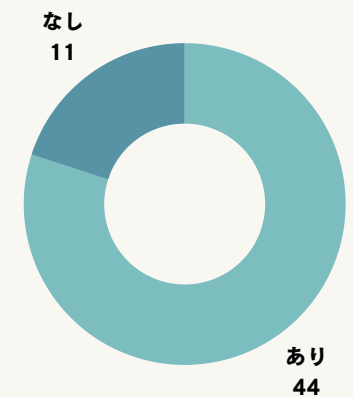
PTが注目した例

・無香料の整髪料を使用して良い（禁止はしていない。）。

趣旨

髪の長さの指定と同趣旨。

校則の有無：



頭髪の校則

髪ゴム・ヘアピンの指定について

具体例

- ・学習に集中し、学校生活に支障が出ないように最低限度の制限を設けている。
- ・ゴムやヘアピンの色は、黒・濃紺・こげ茶とする。
- ・ヘアピンは飾りの無いものを使用する。
- ・リボン、髪飾り等のアクセサリーは禁止とする。

PTが懸念した例

- ・ピンで片側のみを止める行為は禁止する。

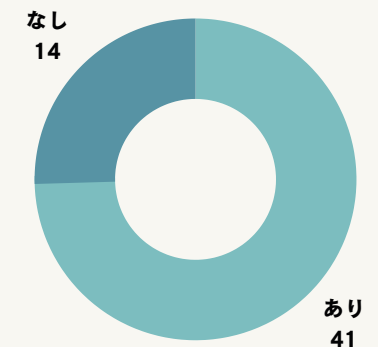
PTが注目した例

特になし

趣旨

- ・明確な色が定めているほうがわかりやすい。そもそも自由にする必要性を感じない。
- ・家庭の経済状況やいわゆるファッションセンスによって生徒間の差が生じることにより、いじめや劣等などに起因する不登校につながるようにする。
- ・ゴムの色は、社会人となっても、派手な色や過度な装飾などは避けることが多いため、中学校でも同じようにしている。
- ・学校評価においても地域、保護者の頭髪に関する関心が高い。地域や保護者も自然な頭髪がよいと考えているため。

校則の有無：



頭髪の校則

パーマ・着色の禁止について

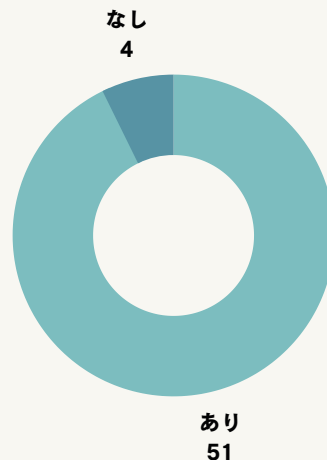
具体例

・髪を立てたり、パーマや矯正をかけたり、そりを入れたり、染めたりしない。

趣旨

- ・学習に集中し、学校生活に支障が出ないように最低限度の制限を設けている。
- ・高校入試やその後就職の際にも通用する髪型や服装を指導している。
- ・経済的な負担をかける可能性をなくし、平等性を確保するため。
- ・非行の起因となるため。
- ・頭皮の炎症等を防ぐため。

校則の有無：



PTが懸念した例

- ・人口的に手を加えたり、クセをつけたりしない。ストレートパーマも同様。（趣旨）
- 1一方的に特定の髪型を押しつけているものではなく、個性を尊重していないというものではない（流行り廃りがある中、個性ではなく同調（真似）する生徒がいるため。）。
- 2ある程度髪型のルールを定めたほうが学校生活を有意義にすごせる。
- 3学校評価においても地域、保護者の頭髪に関する関心が高い。地域や保護者も自然な髪型がよいと考えているため。
- 4地域等へさわやかな印象となるよう、技巧を凝らした髪型とならないようご協力いただいている。
- 5中学卒業後の進学や就職等にあたっては、適切な「身だしなみ」が求められている。中学生は未成年であり、これらについて義務教育における一定の制限があつて然るべき、と考えている。
- 6家庭の出費を抑えるため、経済格差を見えないようにするため。
- 7家庭の経済状況やいわゆるファッションセンスによって生徒間の差が生じることに、いじめや劣等感に起因する不登校につながらないようにするため。
- 8「センスがいい」、「ダサイ」ということが起こり、人間関係が上手くいなくなる可能性があるため。
- 9（ストレートパーマ禁止）中学生としての身なりを整える面から不要。

PTが注目した例

令和4年度以降は、「おしゃれ目的ではなく、中学生として自然で生活感のある髪型」とし、細かい部分は生徒が考えられるように支援をしていくこととした。

頭髪の校則

眉毛加工の禁止について

具体例

- ・眉毛をそったり、ぬいたりしない。
- ・眉は細くしたり、短くしたりして変形させない。

PTが懸念した例

特になし。

PTが注目した例

特になし。

趣旨

- ・学習に集中し、学校生活に支障が出ないように最低限度の制限を設けている。
- ・高校入試やその後就職の際にも通用する髪型や服装を指導している。
- ・非行の起因となるため。
- ・眉まわりの皮膚への炎症などを防ぐため。
- ・本来、目の保護としての眉毛の役割を損なわないようにするため。
- ・眉ぞりをして変形した場合は、眉が元の形に戻るまでは、毎日確認を行う。

(趣旨)

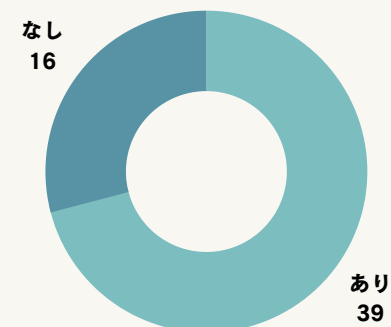
1ある程度のルールを定めたほうが学校生活を有意義にすごせる。

2学校評価においても地域、保護者の身だしなみに関する関心は非常に高い。自然な形が地域、保護者からの信頼を得ることにつながるため。

3集団生活を行うために必要な最低限のルールであると判断するため。

4家庭の経済状況やいわゆるファッションセンスによって生徒間の差が生じることにより、いじめや劣等感に起因する不登校につながらないようにする。

校則の有無：



頭髪の校則

メイクの禁止について

具体例

- ・口紅、マスカラ、ファンデーション、マニキュア、ペディキュア、香水等の化粧品を使用しない。
- ・化粧やマニキュア、香水類、カラーコンタクト、アイプチ、エクステンションなどをすることは禁止。

PTが懸念した例

- ・化粧やピアスなどの装飾品を身に着けて登校した場合は落として（はずして）からでなければ校内に入れない。（化粧道具や装飾品は預り保護者に返す。）

PTが注目した例

- ・一律に制限するばかりでなく、例えば、あざや傷等がある生徒からの要望があれば、十分に配慮し、それを隠すためにメイクを用いることを禁止するものではない。
- ・皮膚の疾患等、医療上必要と認める場合は、日焼け止めなどの使用を許可する場合がある。

趣旨

- ・学習に集中し、学校生活に支障が出ないように最低限度の制限を設けている。
- ・高校入試やその後就職の際にも通用する髪型や服装を指導している
- ・非行の起因となるため。
- ・体育用具の使用（水泳、マツト運動）に支障をきたすことがある。
- ・臭いアレルギー者への配慮。
- ・肌の保護、体育や部活動での運動に適しておらず、金銭的な負担を防ぐ意味でも禁止している。
- ・発達段階において必要性がない。
- ・議論の余地なく、必要性がない。
- ・学校評価においても地域、保護者の身だしなみに関する関心は非常に高い。自然な形が地域、保護者からの信頼を得ることにつながるため。
- ・中学卒業後の進学や就職等にあたっては、適切な「身だしなみ」が求められている。中学生は未成年であり、これらについて義務教育における一定の制限があつて然るべき、と考えている。
- ・集団生活を行うために必要な最低限のルールであると判断するため。
- ・家庭の経済状況やいわゆるファッショセンスによって生徒間の差が生じることにより、いじめや劣等感に起因する不登校につながらないようにする。
- ・朝の忙しい時間が無駄な時間となる。

校則の有無：



頭髪の校則

頭髪等検査について

具体例

- ・染髪などについては、気になる生徒は前もって直すよう保護者の協力を得る。やむを得ず、当日学校で職員が黒染めを手伝う場合は保護者に連絡を入れる。
- ・（禁止髪型につき）その場で直せない場合は、保護者に連絡してから再登校させる。
- ・（染色、脱色について）仮にできてしまった場合は、黒髪に戻してから教室に入室してもらう。
- ・（整髪料の使用について）仮に、つけてきてしまった場合は、落としてから教室に入室してもらう。
- ・染髪は保護者に連絡をし、改善させて登校させるように協力してもらう。
- ・茶髪などで登校してきた場合は、学校に入ることはできない。保護者に連絡をとり、自宅で直して再登校させる。
- ・（パーマ及び染髪）その状態で登校した場合は家庭連絡をし、帰宅して直してから再登校する。
- ・（整髪料）つけて登校した場合は、洗って整髪料を落とす。

PTが懸念した例

特になし。

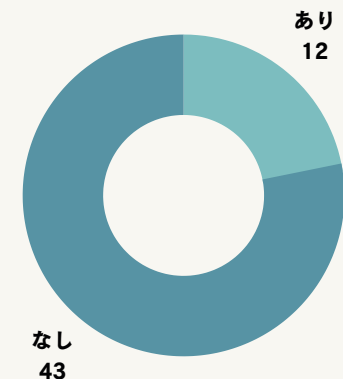
PTが注目した例

特になし。

趣旨

特になし。

校則の有無：



服装の校則

男女の別について

具体例

特になし

PTが懸念した例

特になし。

PTが注目した例

- ・ 今後時代に即した対応を考えていくべきである。
- ・ 多様性に対応するため検討する予定である。
- ・ 男女の差をなくす方向で進めている。

趣旨

- ・ 文章の記載が困難なため男女で分ける方向でいきたい。
- ・ 伝統や地域の方からの愛着があるため。
- ・ 地域、保護者は現状の制服を残して欲しいという意見が根強い
- ・ 伝統的な制服を着用し、所属感を持たせる一助とするため。
- ・ 健康面、安全面を配慮。
- ・ 開校当初からの伝統ある制服という認識がある。
- ・ 制服指定当時に望ましいと思われるスタイルが継承されている。

校則の有無：



あり
55

服装の校則

制服の着方の指定について

具体例

- 1.スカート
 - ・丈は膝中央から下6センチまで等の長さ指定。
 - ・スカートを折らない。裾を切った場合は買い直す。
- 2.ズボン
 - ・ワンタックまでとする。
 - ・長さや幅など形状に特別な変化のないもの。
- 3.ジャージ
 - ・ジャージのファスナーはゴム襟の部分まで上げる。
 - ・着用して登下校させない。
- 4.腕まくり
 - ・腕まくりを禁止する。
- 5.ボタン
 - ・男子は第2ボタンから留める、女子は第1ボタンも締める。
 - ・詰め襟学生服ボタンは全て留める。

PTが懸念した例

特になし。

PTが注目した例

特になし。

趣旨

- ・学習に集中させるため。
- ・着方に統一感があり、規則、規律を重んじる雰囲気は地域、保護者からも期待が大きい。
- ・社会的に不適とみなされることのないようにするため。
- ・学校生活にふさわしく、健康的で、衛生面に配慮した服装。
- ・価値観が多様化し、ファッション性が強くなることで、社会通念上不快感を持つ人がいないようにするため。
- ・「中学生らしい清潔感のある着方」
- ・社会人になったときに、冠婚葬祭で、ふさわしい身だしなみが整えられるようにするため。
- ・気持ちが学習に向かないことを良しとしないため。

校則の有無：



あり
55

服装の校則

衣替えについて

具体例

特になし。

PTが懸念した例

特になし。

PTが注目した例

- ・衣替え期間を撤廃した。

趣旨

- ・季節に応じた服装の選び方を学習させる一環で採り入れている。
- ・季節に合った服装により身体的発達を促すため。
- ・衣替えの一般的な時期を教え、けじめある生活を身に付けさせるため。
- ・気候や気温にあった衣服を着用するため。
- ・適切に体温調節をして、体調管理に努めるため。

服装の校則

下着の指定について

具体例

- ・下着は白に限る。
- ・肌着は白、黒、紺、グレーとする
- ・下着は無地とする。
- ・必ず体操シャツを着用する。
- ・下着の色は華美でないものとする。

PTが懸念した例

特になし。

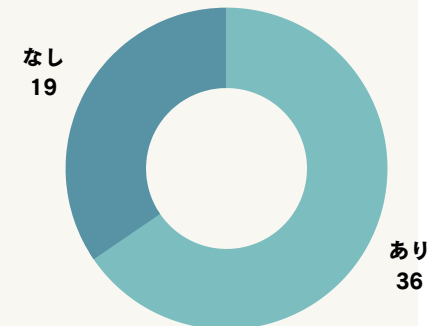
PTが注目した例

特になし。

趣旨

- ・流行り廃りに影響されず、家庭の経済的負担を最小限に抑えることができる。
- ・流行り廃りがある中、個性ではなく、同調（真似）する生徒がいるため。
- ・風紀を乱す可能性があるため。
- ・人を不快にする可能性があるため。
- ・白色のワイシャツや白色のブラウス、体操着の生地が薄く、下着が透けてしまうことがあるため。
- ・色のついた下着はどうしても透けてしまい、性的なトラブルが起こる可能性が高くなる。実際に性的なトラブルが起きたこともある。
- ・ワイシャツ、ブラウスの下に着るものを白としている。社会人となってもワイシャツなどの下に着るのは白が一般的なので中学校でも同じようにしている。
- ・社会性を育むため。（肌着は無地で白、紺、グレー）

校則の有無：



服装の校則

セーター・カーディガンの指定について

具体例

- ・ Vネックのみ等、形状指定。
- ・ カーディガン不可。
- ・ 黒、紺などの色のみ指定。
- ・ セーターの着用は教室内の使用のみ認める。
- ・ 4月からのセーター・ベストの着用不可。ただし、体調などの都合で着用する際には担任の許可を得る。

PTが懸念した例

- ・ 女子カーディガンの色は黒・紺のみとする。（男子は不可）

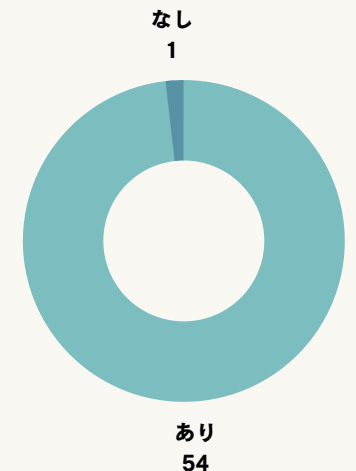
PTが注目した例

特になし。

趣旨

- ・ 中学生らしい服装を心がけさせるため。
- ・ 社会通念上不快感を持つ人がいないようにするため。
- ・ 家庭の経済的な負担への配慮、経済格差等への配慮。
- ・ ボタンなどの装飾に頼らず、素の自分で生活することの大切さを学ばせるため。

校則の有無：



服装の校則

靴下・タイツの色指定について

具体例

- ・白のみ。黒や紺。柄はワンポイントまで。
- ・女子のストッキング（タイツ）は登下校時のみ可。色は黒のみ。柄や模様禁止。
- ・ファッション優先の靴下は禁止。

PTが懸念した例

特になし。

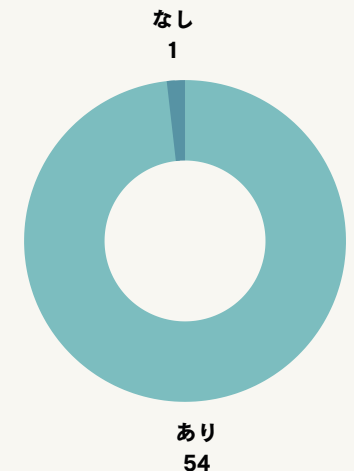
PTが注目した例

- ・靴下について、白は汚れやすいという意見が挙がったため、黒及び紺も認めることになった。

趣旨

- ・中学生らしい服装を心がけさせるため。
- ・社会通念上不快感を持つ人がいないようにするため。
- ・家庭の経済的な負担への配慮、経済格差を見えないようにする。
- ・汚れが目立つため、清潔に保つことができる。

校則の有無：



服装の校則

靴下・タイツの長さ指定について

具体例

- ・式典時のみくるぶしソックス禁止。

PTが懸念した例

特になし。

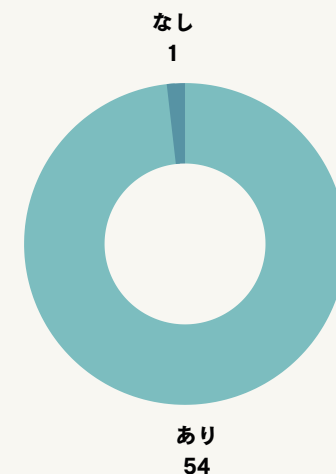
PTが注目した例

特になし。

趣旨

- ・くるぶしの保護。捻挫などを防ぐため。
- ・儀式の際、フォーマルな服装を意識させることも必要であるため。

校則の有無：



服装の校則

靴の指定について

具体例

1.靴の種類

- ・運動靴（ランニングシューズ）とする。
- ・トレーニングシューズ、ジョギングシューズ、テニスシューズなどのスポーツシューズ。
- ・スニーカー（デッキシューズ）、ハイカット、ミドルカットは禁止。
- ・マジックテープ、ファスナー付、足首が固定されるもの、ファッション的なもの不可。
- ・革靴については、自治体毎学校毎に許可、不許可が分かれた。

2.色・装飾

- ・白を基調。
- ・図や柄のないもの。
- ・全体が蛍光色のものは避ける。
- ・華美でない。

3.紐の色

- ・紐などで装飾することは認めない。
- 紐と靴の同色が望ましい。落ち着いた色柄（黒・グレー・白など）のものを使用する。

4.その他

- ・高価でない運動靴。

PTが懸念した例

1合理的な理由の見当たらない男女の差異

- ・白の運動靴。女子は黒の革靴も可。
- ・（男子）運動靴（女子）運動靴または黒の通学靴。（かかとの高いものは不可）

2「らしい」という曖昧な基準

- ・中学生らしい靴（学生靴でも可）を履く。

3過度な制限と思われるもの。

- ・メーカーはウインブルドン、ジャガーシグマ、アシックス。

PTが注目した例

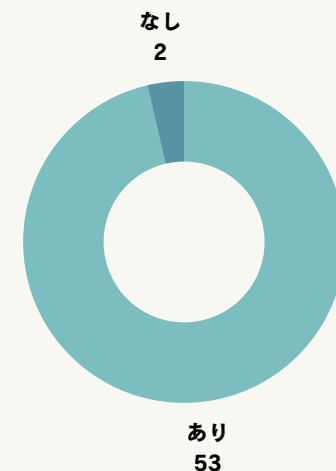
色の制限なしの自治体も複数あり。生徒の自主性に委ねられている。

- ・色は良識の範囲内で自由。

趣旨

- ・靴の色など：運動（保険体育）に適していないものは安全面を考慮して禁止。
- ・白は清潔感を保つため。（汚れれば目立つ。）
- ・様々な靴となるとより良いものを履きたいという競争となり、歯止めが効かず、高額なものとなり家庭の経済的負担が増える、盗難されるといったことも出てくる。

校則の有無：



服装の校則

ベルトの指定について

具体例

- 1.色の指定
 - ・黒かこげ茶の飾らないもの。
 - ・ベルトの色は黒のみ。
- 2.形や装飾に関するもの
 - ・ファッション性の華美なベルトも認めない。
 - ・ベルトは黒、革または合皮。
 - ・幅の狭いものは禁止。
 - ・穴の数が多いものは禁止。
- 3.着用の仕方
 - ・ベルトを必ず閉める。
 - ・垂れ下がたりしない。

PTが懸念した例

曖昧な基準

- ・普通のもの。

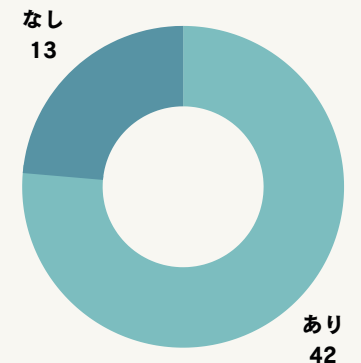
PTが注目した例

特になし。

趣旨

- ・社会人になったときに冠婚葬祭でふさわしい身だしなみが整えられるようにするため。
- ・編み込んだベルトは一般的にスクール用のベルトより高額である。
- ・標準服（制服）に合わせるため色を指定。また、中学生としてふさわしい身だしなみとするため、デザイン等のないものにする。

校則の有無：



服装の校則

コートの指定について

具体例

1. コートの種類

- ・Pコート、ダッフルコート、ウインドブレーカー可。
- ・原則スクールコート。
- ・ベンチコート、ダウンコート、ジャンパー禁止。
- ・フード付きのものは自治体毎学校毎に分かれた。

2. コートの色や形状について

- ・色は黒か紺のみ。
- ・華美なものではなく、高校受験や入社試験に着用していけるもの。

3. コートの着脱の仕方

- ・登下校時のみ可
- ・ウインドブレーカーやコートなどは、昇降口で脱着し、校舎内で着用しない。
- ・健康上特に必要がある場合は担当職員の許可を得て、校舎内で着用してもよい。

- ・ウインドブレーカーは冬場寒さを感じるときは授業中のみ着用可。（コロナ対策期間中）

4. その他の防寒着などについて

- ・革製など高価なものは避ける。
- ・耳当て不可。
- ・キャップ、ニット帽禁止。
- ・パーカー、フリース不可。

PTが懸念した例

1 男女間で差異を設けるもの

- ・登下校は制服。下校は体操服可。女子の自転車通学者はジャージ登校可。
- ・女子の自転車通学は、冬季はウインドブレーカー可。

2 制服が過度と思われるもの

- ・コートの使用は認めていない。

3 許可制

- ・個人所有のウインドブレーカーで生活指導主任の確認を経たものは可能。
- ・黒、紺、グレーのコート。着用を希望する場合は、事前に生徒指導委員会に相談。

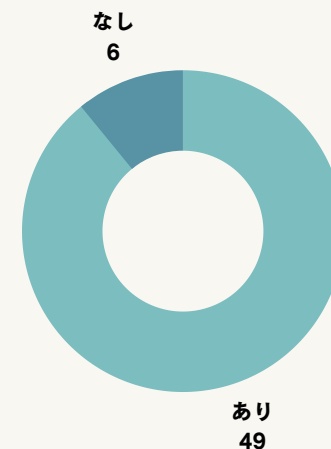
PTが注目した例

- ・男女に差を設けない。男子のレギンスも可
- ・防寒について、生徒会の話し合いなどで決められた防寒に関する決まりを守る。
- ・コート指定について、意見ボックスに、部活動登下校時にベンチコートの着用可としてほしいと提案があったため、来年度の生徒総会で検討予定。

趣旨

- ・部活動で使用している防寒具があり、保護者の負担を軽減するため。
- ・制服との調和のため。
- ・中学生としてふさわしい身だしなみにする。また、体操服に合わせるため色を指定した。

校則の有無：



服装の校則

服装検査について

具体例

- ・異装の場合は保護者に連絡してから再登校させる。
- ・約束が守られない場合、着用を禁止する。
- ・服装や頭髪などの身だしなみが整っていない場合は、集会への参加不可。

PTが懸念した例

特になし。

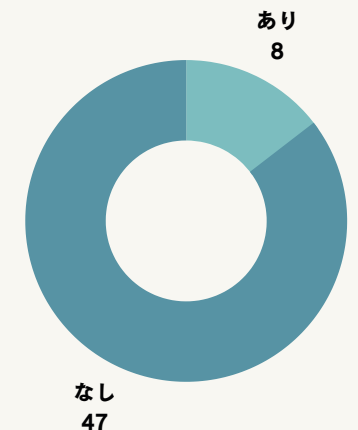
PTが注目した例

特になし。

趣旨

特になし。

校則の有無：



服装の校則

その他について

具体例

- ・腕章の縫い付け。
- ・ブレザー・学生服の袖まくり・裾まくり禁止。
- ・ワイシャツの袖を折る回数指定（3回）。

PTが懸念した例

特になし。

PTが注目した例

特になし。

趣旨

- ・名札・腕章の縫い付け：安全ピンでは危険。
- ・ブレザー・制服の袖まくり禁止：社会通念上、制服やスーツの袖まくりをして活動するのはおかしい。

持ち物の校則

通学鞆について

具体例

- ・学校指定のバック
- ・指定バックに荷物が入らない場合は、サブバック可。
- ・リュックか肩掛け式のもので黒・紺色系などの派手でないもの。
- ・キーホルダーなどの飾り物は付けない。
- ・キーホルダーなどの装飾品は、掌を閉じたときにその中に収まる小さなもので個数は1つとする。

PTが懸念した例

特になし。

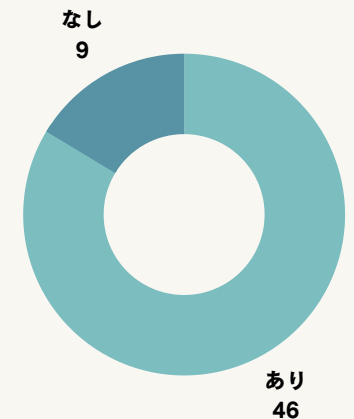
PTが注目した例

通学鞆の指定なし。

趣旨

- ・旅行的行事などで新しいものを購入する必要が無いよう、防水が十分になされ、着替えなども十分に入るものを学校で指定している。
- ・家庭の経済的負担を最小限に抑えることができるため。
- ・学校生活にそぐわない華美なものを着用することを防ぐため。
- ・各学校で標準服が採用されているように、通学鞆についても標準のものとしている。
採用されていることについては生徒の権利を過度に制約するものではないと考えている。
- ・安全性に考慮し、両手の空く指定のリュックとしている。
- ・華美にならないように指導し、落ち着いた学校生活を送るため。

校則の有無：



持ち物の校則

携帯電話について

具体例

- ・携帯電話禁止。公衆電話を使用する。
- ・持参したらすぐに担任に預ける。
- ・所持自体も学校は推奨しない。

PTが懸念した例

特になし。

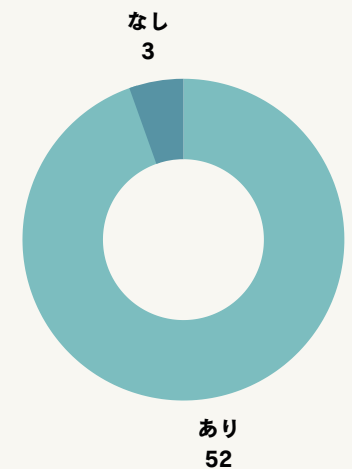
PTが注目した例

- ・生徒会、生活委員会でスマートフォンの持ち込みなどについて検討を始めている。

趣旨

- ・校内では必要としないため。
- ・学習などへ集中できなくなる可能性があるため原則禁止にしているが、必要に応じて許可している。
- ・文部科学省からの通知及び携帯電話取扱いに関するガイドラインに基づき（学校生活に不必要なものは持ち込まない、高価なものである）、学校への持ち込みを原則控えていただいているが、安全上の理由などにより学校に持ち込む場合は許可制をとっている。
- ・授業に支障が出る可能性があることや個人情報等が滅失する可能性がある。
- ・高価なものを校内に持ち込まない。
- ・慣例として記載してきたが、時代の流れも考慮して、検討予定である。

校則の有無：



持ち物の校則

季節ものについて

具体例

- ・化粧品（制汗スプレー、汗拭きシートを含む）を使用したりしない。
- ・制汗シートは無香料のみ可、ニオイのしないものであれば「教室」以外の場で使用してよい。
- ・汗ふきシートは袋に入れて持ち帰り、家で処分する。
- ・ひざ掛け、ブランケット不可。
- ・毛布は教室のみ、冬期のみ。

PTが懸念した例

特になし。

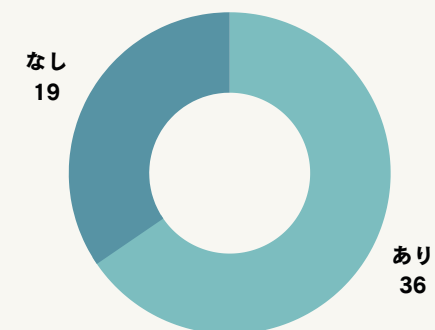
PTが注目した例

特になし。

趣旨

- ・必要最低限の制汗用品や薬用目的のものは認めている。
- ・学習に集中し、学校生活に支障の出ないようにするため。
- ・臭覚過敏などへの配慮。
- ・いろいろな生徒がいる中で、出来る限り全員が気持ちよく生活できるようにという趣旨。

校則の有無：



持ち物の校則

飲み物について

具体例

1. 容器
 - ・ 水筒のみ可。
 - ・ 水筒、ペットボトル可。缶・ビン・紙パック不可。
 - ・ ペットボトルは詰め替え用のみ可。
 - ・ ペットボトルはホルダーに入れる。
 - ・ ペットボトルはカバーをかける。
2. 内容
 - ・ 水、お茶（無糖）、スポーツドリンク。
3. 接取
 - ・ 授業中は飲水しない。

PTが懸念した例

- ・ ルールを一人でも破った場合、ペットボトルの持ち込みと、自動販売機の使用を全員禁止。

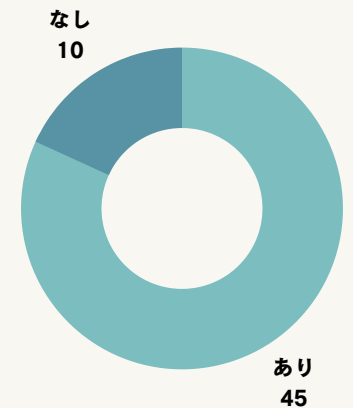
PTが注目した例

特になし。

趣旨

1. 容器
 - ・ ホルダーなどを利用することでひと目で自分のものと判断でき、他者のものとの取り違えを防ぐため。
 - ・ 個人のものと判断するためにペットボトルにカバーをつける。
 - ・ ゴミの削減のため缶・ビン・紙パック・ペットボトルは不可。
2. 内容
 - ・ 糖分の摂取量など健康面に配慮するため。
3. 摂取
 - ・ 学習に集中するため飲水時間を休み時間などに制限。

校則の有無：



持ち物の校則

その他について

具体例

- ・貴重品の持ち込み禁止。
- ・ゲーム機の持ち込み禁止。
- ・食べ物の持ち込み禁止（特別の事情がある場合は相談）。

PTが懸念した例

特になし。

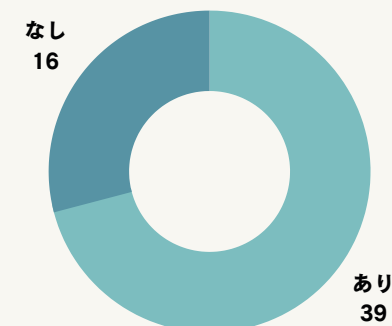
PTが注目した例

- ・マスクの色指定があったが令和3年に削除。
- ・名札の縫い付けを定めつつ、名札の常時着用については今後検討の余地あり。

趣旨

- ・回答はなかったが、学校に不要なものは持てこないとの趣旨が考えられる。

校則の有無：



学校生活の校則

他教室利用の禁止について

具体例

- ・他学年のところに行かない。他クラスには入らない。
- ・「学校の教室は、家庭と一緒に」、原則他の教室に入らない。用のある時は名前を呼んで廊下で要件を伝える。

PTが懸念した例

特になし。

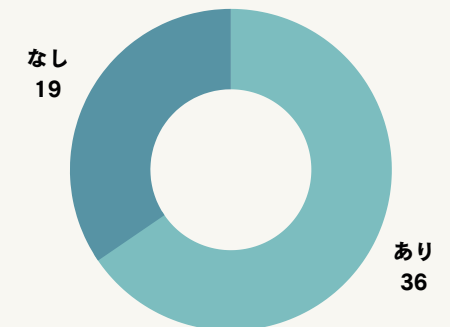
PTが注目した例

特になし。

趣旨

- ・人間関係のトラブルだけでなく、盗難、物品破損などの事故を未然に防ぐため。
- ・物がなくなる、いたずらされる、にらまれるなどの不必要なトラブルを未然に防ぐため。静かに過ごしたい生徒もいるので、話したりするのは廊下などで話すように勧めている。
- ・上級生から下級生への声がけは下級生が恐怖心を抱くため。また、他教室への侵入・盗難が多かったため。
- ・生徒同士の人間関係から、保護者の要望や過去のトラブルなどにより、同じクラスにできないことが多々ある。また、人間関係を築くことが難しかったり、静かな環境を好んだりする生徒もいる。そのような生徒に対応するため。

校則の有無：



学校生活の校則

その他について

具体例

・体調不良による保健室での休養は1時間とする。症状の改善がみられない場合は、学級担任・養護教諭が相談の上、保護者に連絡・了解をとり早退させる。

PTが懸念した例

特になし

PTが注目した例

特になし。

趣旨

・対応できる人数に限りがあるので原則一時間までとし、それ以上になるとときには保護者連絡の上早退または保護者引き取りとしている。
・保健室の入りびたりとなり、密になるのを避けるため。

部活動の校則

具体例

- ・服装は部で統一し、個人的なものは使用しない。
- ・下校時間を過ぎても校内にいた場合は部活動日直のチェックをうけ、各部累積3回で2日間の部活動停止（その間奉仕活動を行うなどして十分反省する。）
- ・休日の練習や練習試合、大会には飴・ガム等お菓子はもっていかない。休日の練習の途中で飲み物や弁当を買いに行かない。
- ・部活動は3年間継続を原則。原則として他の部活に移動はできないが、どうしても継続できない事情ができた場合は、学級担任や保護者とよく話あい、保護者の承諾を得て手続きする。
- ・部活動は全員加入。

PTが懸念した例

特になし

PTが注目した例

特になし。

趣旨

調査できず。

学校外の校則

寄り道について

具体例

- ・登下校中に買い物（買い食い・買い飲み）をしない。
- ・下校時における買い食いや飲食店への出入り及びゲームセンター徘徊は禁止。

PTが懸念した例

- ・校則で禁止しているわけではないが、寄り道をしないことはトラブル防止の観点など、当たり前のことであるので指導の対象にはなる。

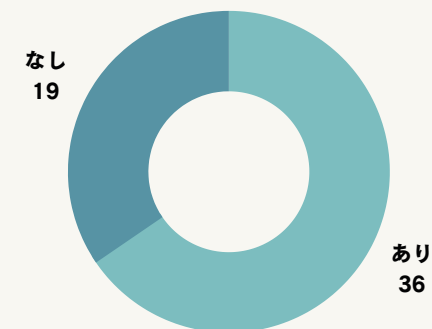
趣旨

- ・通学路が原則決められており、事故や犯罪に巻き込まれるのを防ぐため禁止としている。
- ・帰宅時間になっても帰らず、家族が心配するため、いったん帰宅してから外出するよう指導している。
- ・登下校も学校の管理下であり、無事に下校し帰宅するまでは学校の責任もあることから、きまりとして妥当性がある。

PTが注目した例

特になし。

校則の有無：



学校外の校則

外泊について

具体例

- ・夜間外出、友人宅への外泊禁止。
- ・家族と一緒にの場合以外は外泊禁止。友達と遊ぶ場合も、夕食時には帰宅する。
- ・中学生だけの外泊禁止。

PTが懸念した例

- ・長期休みなどの際に、友人を宿泊させることを家庭で断り切れず、後日学校に相談に来ることがあった。また、夕食時に生徒が友人家庭にいることで、各家庭での食事の準備や団らんが妨げられるため。

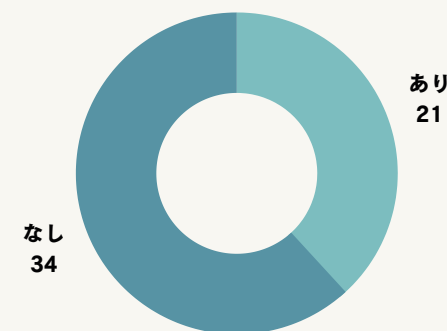
趣旨

- ・事件や事故、不必要なトラブルに巻き込まれるリスクを減少させるために制限している。
- ・外泊は、自由な雰囲気、乱れた生活習慣の根源になってしまうこともあるため。自分一人ならやらないことを友人と一緒にだと気持ちが大きくなり羽目を外すなど、取返しのつかない事態に遭遇する可能性がでてくる。保護者の目も届かず、法律に触れるような事案が発生しやすい。

PTが注目した例

- ・本校から制限することはない。ただし、保護者の許可を得るようにと伝えている。

校則の有無：



その他の校則

具体例

- ・校内着としてジャージに着替える。
(趣旨)
活動しやすい服装、業間の時間の確保とのことです。
- ・自転車通学は許可制。
- ・給食に使用する箸の割りばし禁止。
(趣旨)
SDG s の指導のため。ごみ処理の指導の徹底が困難なため。
- ・職員室のノックの回数3回。
- ・15時より前に帰宅する早帰りの日は、原則として15時30分まで自宅で過ごす時間とする。

PTが懸念した例

特になし。

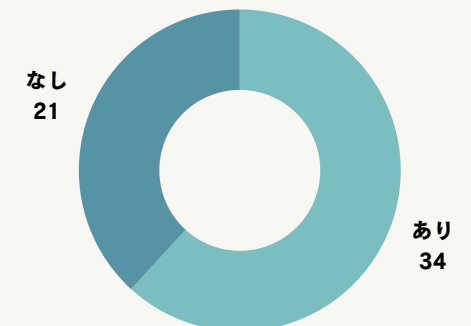
PTが注目した例

特になし。

趣旨

特になし。

校則の有無：



校則の改定手続

具体例

- ・ 職員会議での検討。
- ・ 生徒総会での検討。
- ・ 保護者の意見を聞く。

PTが懸念した例

- ・ 改定手続は職員会議なので、生徒の意見表明の機会もないという例。

趣旨

特になし。

PTが注目した例

特になし。

校則の有無：



校則の収集・分析を終えてみて



頭髪、服装、持ち物、学校生活をはじめ、あらゆる項目において様々な規定がありました。

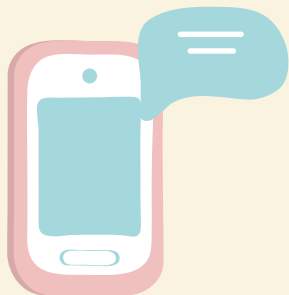
ただ、これだけ規定されている項目は多岐にわたるのに、その規定の趣旨はほぼ同じものが多くありました。その中には、各項目について、“全く同じ文言”で趣旨の回答をくださった自治体もあります。

これらの趣旨は、子どもの権利を制限するだけの合理性があるのかどうか大いに疑問があります。

学生、保護者、教員をはじめ、たくさんの声が届きました。

Thank
you!

アンケート調査結果報告



実施期間

2021年10月～12月の3ヶ月間をかけて
アンケートを実施しました。
たくさんのお声が寄せられました。

千葉県内にある小学校・中学校・高校を
対象にしています。

在校生、卒業生、保護者、教職員などの
幅広い方々からご回答いただきました。



対象



Q6 その学校では、校則や教師の指導の中で、「変だな」、「何のためのルールなの？」と疑問に思うもの（いわゆる「ブラック校則」）はありますか。（「はい」の場合、Q7以下へ） **必須**

☐ はい

☐ いいえ

Q7 なにについてですか。 **任意**

☐ 学校生活について（例：体育のときに男女同じ部屋で着替えさせられるなど）

☐ 頭髪について（例：ツーブロックが禁止など）

☐ 服装や持ち物について（例：下着の色の指定があるなど）

☐ 部活動など課外活動について（例：運動中の水分補給が禁止など）

☐ 学校以外での生活について

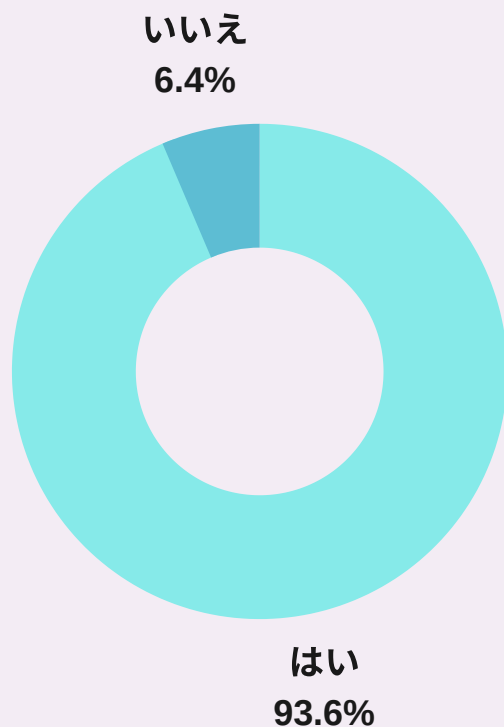
☐ その他

Q8 どのような内容か、具体的におしえてください。 **任意**

Q9 あなたは、その「ブラック校則」について、ふだんどのように感じていますか？ **任意**

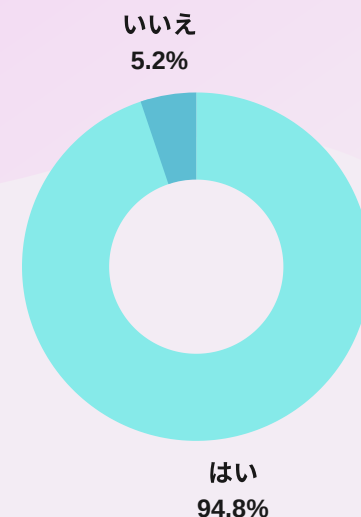
いまの校則に疑問を持っていますか？

全体



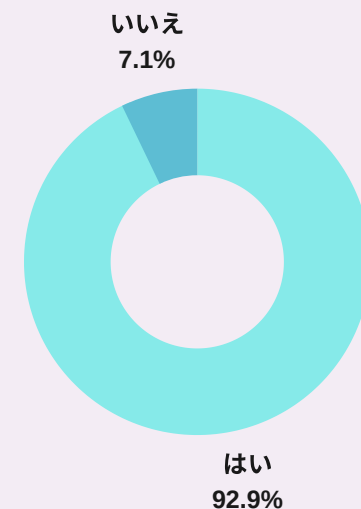
90%以上の回答者（全体）は、いまの校則に疑問を持っていました。

在校生



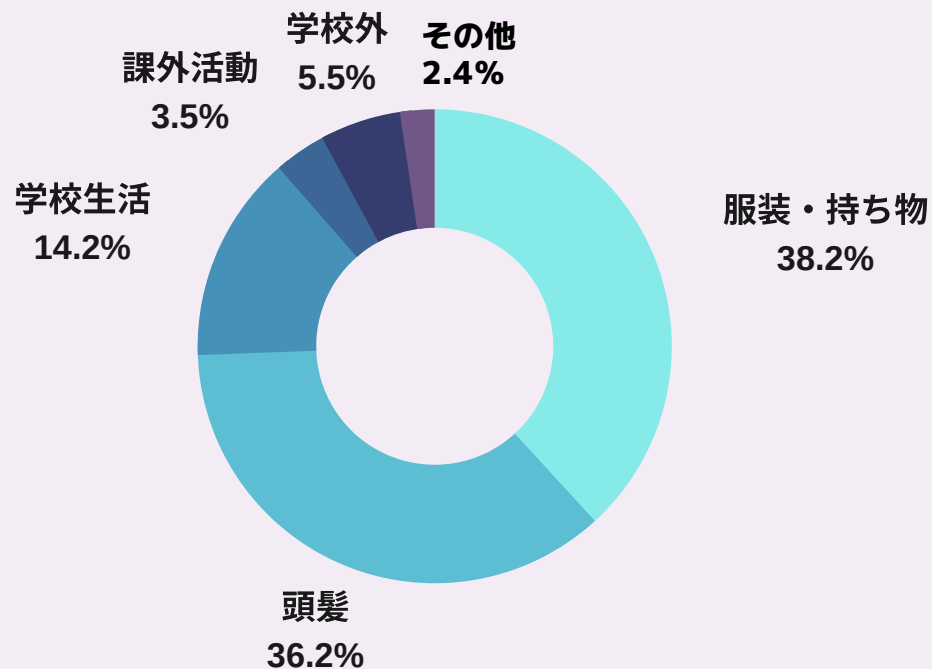
大人

※ 卒業生・保護者・教職員等



校則の"どこ"がおかしいと感じますか？

内訳



全体の70%以上は、「服装・持ち物」と「頭髪」に関する校則でした。

服装・持ち物

- ・靴・靴下・下着の色の指定（白のみ）
- ・コートの色の指定
- ・スカートの丈の制限
- ・カーディガンの禁止
- ・ピアスの禁止

など

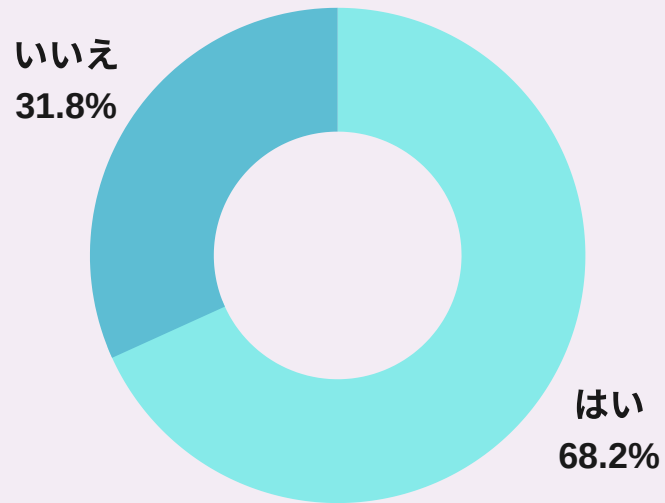
頭髪

- ・ツープロック・パーマの禁止
- ・三つ編み・ポニーテールの禁止
- ・前髪の長さの制限（眉下不可）
- ・染色・脱色・整髪料の禁止

など

学校内の検査は実施されていますか？

検査 状況



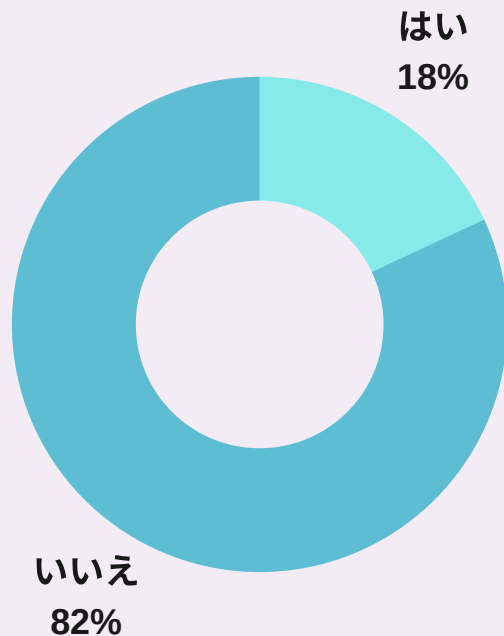
検査についてどのように思いますか？

- ・ 髪に触れられたくない。
- ・ 目視であっても、じろじろ見られたくない。
- ・ 生徒によってチェックの程度や態度が違う。
- ・ 検査までする必要があるのか疑問である。
- ・ 嫌な気持ちになる、不快に感じる。

など

生徒・保護者の意見を述べる機会がありますか？

意見を述べる機会



少数ではありましたが、校則を見直した学校もありました。
靴下の長さやヘアピンの種類が緩和された例もありました。

ポジティブ例

- ・生徒会や校内委員会を通して学生を集めている。
- ・生徒へアンケートを実施している。
- ・保護者会で情報交換を実施している。

など

ネガティブ例

- ・学校に校則の理由を聞いても教えてくれない。
- ・校則ではない慣例に関しては、見直しを求めてよいのかすらわからない。

など

こんな声が寄せられました！！！！

アンケート結果の一例紹介

服装・持ち物編

- ・靴下の色を白に指定されている。（在学生）
- ・靴を白・黒・紺色に指定されている。（在学生）
- ・カーディガンを履いてはいけない。（保護者）
- ・スカートの中にジャージを履いてはいけない。（在学生）
- ・女子はスカート以外にズボンなどの選択肢がない。（保護者）
- ・ピアス、ネックレス、指輪、ミサンガは禁止されている。（在学生）
- ・化粧は禁止されている。（在学生）
- ・眉を剃ってはいけない。（保護者）
- ・ネイルは禁止されている。（在学生）

頭髪編

- ・ツープロックは禁止されている。（在学生）
- ・三つ編み、ポニーテールは禁止されている。（保護者）
- ・パーマは禁止されている。（在学生）
- ・髪の長さは前髪と耳にかかってはいけない。（在学生）
- ・染色、脱色、整髪料は禁止されている。（在学生）
- ・長髪は黒・紺色・茶色のゴムで束ねるか、ピンで留める。（在学生）
- ・地毛が茶色であり、地毛証明書の作成・提出を求められた。（卒業生）

学校生活編

- ・男子は武道、女子はダンスに強制的に割り分けられる。（在学生）
- ・移動教室の際は整列して歩かされる。（保護者）
- ・給食の時間に会話してはいけない。（教員）
- ・授業中にトイレに行ってはいけない。（在学生）

課外活動編

- ・午前中に授業、午後から部活動があるときは、一旦帰宅しなければならない。（保護者）
- ・部活動後に体操服が汚れてしまっても、その上から制服を着なければならない。（保護者）
- ・部活動によっては、髪型を指定される部がある。（在学生）
- ・土日の練習に向かうときでも、ジャージで登下校できない。（在学生）

学校外編

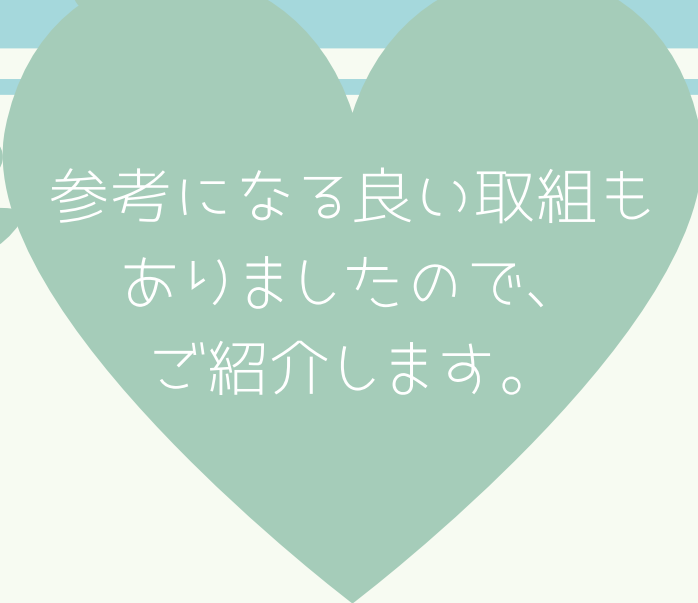
- ・携帯電話は駅以外では使用してはいけない。（在学生）
- ・携帯電話は親に電車の時間を連絡することを除いて、使用してはいけない。（在学生）
- ・登下校は体操服を着てはいけない。（保護者）
- ・友人宅に宿泊してはいけない。（在学生）

その他編

- ・宗教上の理由であるにもかかわらず、信じてもらえず、ピアスの穴があることを注意され続けた。（卒業生）
- ・ジェンダーレスの観点から、制服のスラックス・スカート、ネクタイ・リボンの選択制を提案したが、改善してもらえなかった。（在学生）

教職員の声

- 子供に考えさせる機会を奪っているだけ。子供同士の監視社会も増長させてしまうだけ。若い先生も「こういうものだ」と何の疑問も持たずに子どもたちに指導して、いいなりになる子どもたちを作っている。子どもたちから考える力を奪う。
- 県からお達しが来ているが、年齢層が上の人達が指導部長などに就いているため、若い世代の意見を聞き入れない。指導するなら客観的データを出すべきだと意見しても、ダメに決まってる主観の話しかしない。そんな人達がルールを決めるから変わらない。
- 管理職や当該担任は、ブラックである意味や、合理的でない点、人権侵害であるという視点が理解できない様子で、改善に苦慮しております。
- 校則がおおよそ納得できないものであったので、子どもにはそれらを守らせていなかった。すると教務主任と学年主任から個別に呼び出されて叱責された。
- 疑問を感じながらも、指導を行っている。



参考になる良い取組も
ありましたので、
ご紹介します。

認定NPO法人

カタリバ

認定NPO法人カタリバとは？

子どもたちがより自分らしく生きていける社会を目指してさまざまな活動をしています。

校則見直しの他にも、困難を抱える子どもたちのための「子ども食堂」の設営、オンラインを活用し新たな学びの機会を提供する「キッカケプログラム」の展開等。

関東圏を中心に実践校多数

千葉県を含む関東圏を中心に多数の実践校があります。

意見表明権の行使。政治的自己効力感を感じる機会としても有用。

「みんなのルールメイキング宣言」

「自分たちのルールは、自分たちで話し合い、自分たちでつくる。」をテーマに、生徒自身を中心に先生・保護者を含め主体的にルールづくりを進めていけるプロジェクトを実施しています。

広がるルールメイキングの波

現在、ルールメイキングに参加している学校は127校であり、年々増えてきています。

教員向け研修や講師の派遣等を行い、子どもをはじめ学校生活を送る当事者の環境づくりをサポートしています。

6. 調査チームの考え

子どもの権利

私たち大人は…

服 髪型 持ち物 基本的に自由では…??

(参考) 日本国憲法

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

子どもの権利

【大前提】

子ども も「国民」（日本国憲法）

国民には、自由が保障されている。

（参考）日本国憲法

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

子どもの権利

すべて「自由」

が原則

子どもの権利が制約される場合

その①

子どもの権利

子どもの権利も、大人と同様、無限定には保障されない

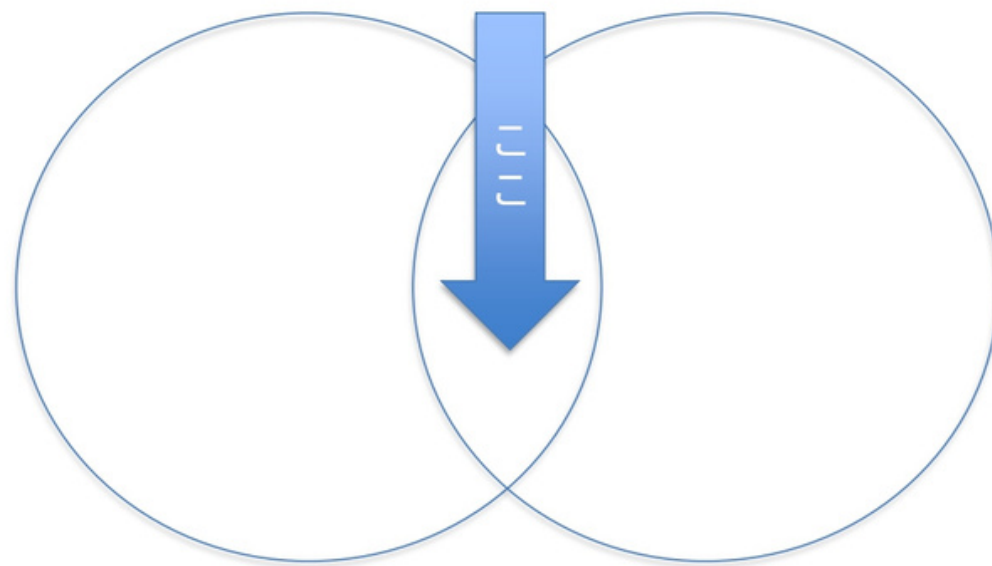
制約根拠 = 「公共の福祉」

(参考) 日本国憲法

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公共の福祉に反しない限り**、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

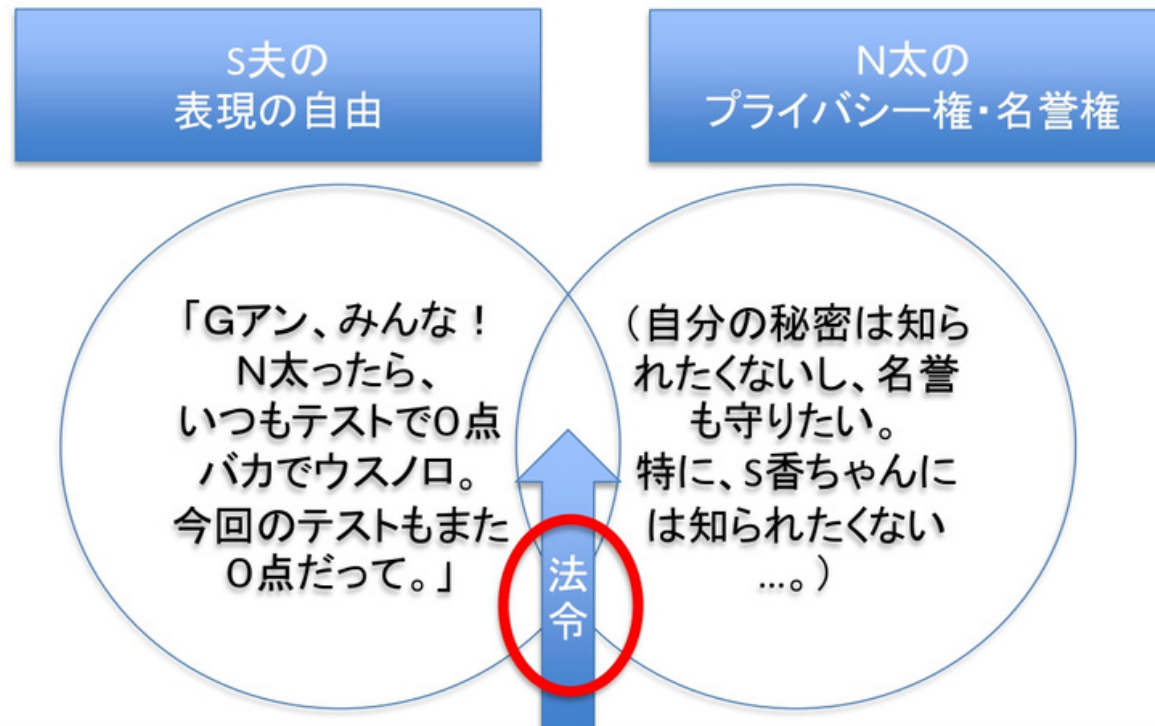
公共の福祉

人権相互の衝突を調整する実質的公平の原理であり、すべての人権に内在している



ただし、必要 かつ 最小限度の範囲で

例



(名誉毀損)

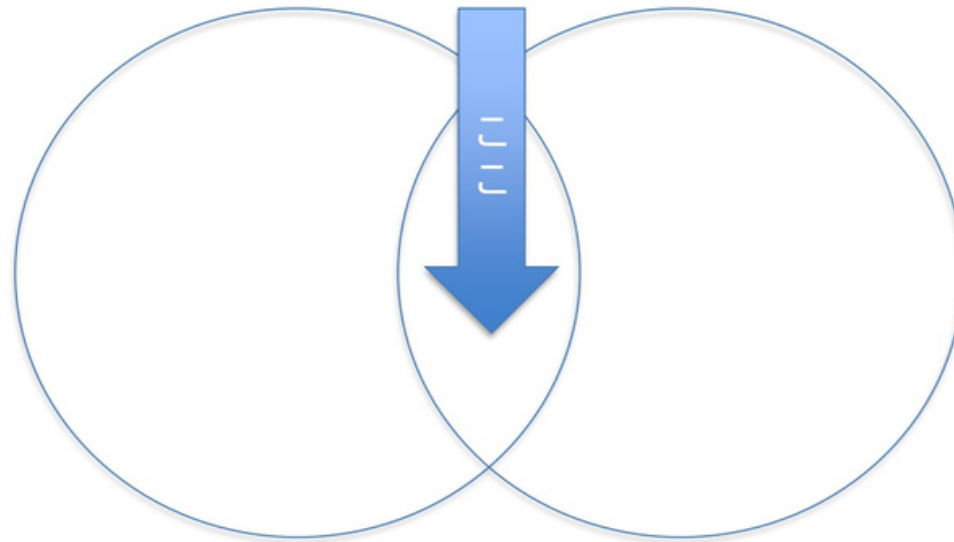
第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(侮辱)

第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

公共の福祉

人権相互の衝突を調整する実質的公平の原理であり、すべての人権に内在している



ただし、必要 かつ 最小限度の範囲で

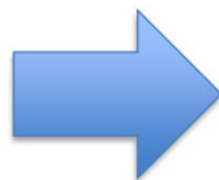
子どもの権利が制約される場合

その②

子どもの権利

○未成熟

○発達途上



保護

・婚姻

・飲酒、喫煙



いずれも憲法・法令に明記

では校則は・・・??

校則の法的根拠

- ・制定権自体
- ・制定が認められる範囲 について 明記した法令はなし

1 校則の根拠法令

校則について定める法令の規定は特にありませんが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされています。

裁判例によると、校則の内容については、学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められるとされています。社会通念上合理的と認められる範囲で、校長は校則などにより児童生徒を規律する包括的な権能を持つと解されています。

(生徒指導提要より抜粋)

生徒指導提要:生徒指導の実践に際し、教員間や学校間で教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等を、時代の変化に即して網羅的にまとめたもの(平成22年3月作成)。

校則の法的根拠

「...学校長は、教育の実現のため、生徒を規律する校則を定める包括的な権能を有するが、教育は人格の完成をめざす(教育基本法第一条)ものであるから、右校則の中には、教科の学習に関するものだけでなく、生徒の服装等いわば生徒のしつけに関するものも含まれる。もつとも、中学校長の有する右権能は無制限なものではありえず、中学校における教育に関連し、かつ、その内容が社会通念に照らして合理的と認められる範囲においてのみ是認されるものであるが、具体的に生徒の服装等にいかなる程度、方法の規制を加えることが適切であるかは、それが教育上の措置に関するものであるだけに、必ずしも画一的に決することはできず、実際に教育を担当する者、最終的には中学校長の専門的、技術的な判断に委ねられるべきものである。従って、生徒の服装等について規律する校則が中学校における教育に関連して定められたもの、すなわち、教育を目的として定められたものである場合には、その内容が著しく不合理でない限り、右校則は違法とはならないというべきである。」

(熊本地判昭和60年11月13日判決(いわゆる「熊本丸刈り事件」))

校則の法的根拠

(そもそもこの規範にも疑問が…。

← 公教育の場合、法律による行政の原理(行政活動は、行政機関独自の判断で行われてはならず、国民の代表者で構成された立法府の制定する法律に従って行わなければならないという原理のこと)との関係は??

仮に、この司法判断を前提としても…)

① 教育のために必要 ?



学校はこれをどう
考えているんだろ
う??

→ 照会を実施

② その内容が社会通念に照らして合理的 ?

照会の結果

- ・「不明」
- ・ どれもこれも「……ため」と全く同じ理由

アンケートの結果

- ・ 現在の社会情勢を考えると古過ぎる。
- ・ 子どもに考えさせる機会を奪っているだけ。
- ・ 疑問を感じながらも、指導を行っている。

本当に必要な校則はどれだけある
のだろうか??

提言

提言①

- ・ 見直す
- ・ 見直しさせる

事務連絡
令和3年6月8日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

校則の見直し等に関する取組事例について

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記については、これまでも各学校において、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に応じて、校則の見直し等に取り組んでいただいているところです。しかしながら、昨今の報道等においては、学校における校則の内容や校則に基づく指導に関し、一部の事案において、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかといった旨の指摘もなされています。

生徒指導提要（平成22年3月文部科学省）においても示されているとおり、校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものです。児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定のきまりが必要です。また、学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要なことであり、校則は教育的意義を有しています。

校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが重要です。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみの指導になっていないか注意を払う必要があります。また、校則の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要です。

学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏

.....

まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければなりません。校則の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限ですが、見直しについて、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例もあるほか、学校のホームページに校則を掲載することで見直しを促す例もあります。

また、校則の見直しは、児童生徒の校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにもつながり、児童生徒の主体性を培う機会にもなります。

これらを踏まえ、今般、教育委員会や学校における校則の見直し等に関する取組事例をまとめましたので、別添のとおりお知らせいたします。各教育委員会や学校等においては、別添の取組事例も参考としながら、引き続き、学校や地域の実態に応じて、校則の見直し等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

ついては、これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校に対して、周知を図るよう、御配慮をお願いいたします。

必要なこと

【学校の設置者】

学校の責務が果たされるよう単に通知を出すだけでなく、**集計・検証**が必要。

(例)

- ・校則のチェックリストを作成し、毎年学校に提出をさせる
- ・公表を義務づける

【学校(長)】

校則が、「教育のために必要」かつ「その内容が社会通念に照らして合理的」であるか毎年必ず**検証・見直し**を行う。

提言②

子どもと共に見直す

子どもの意見表明権を保障する

意見表明権

子どもの権利条約 第12条（意見表明権）

締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童が**その児童に影響を及ぼすすべての事項**について**自由に自己の意見を表明する権利**を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。…

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

意見表明権

子ども基本法 第3条

...

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、**自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会**及び多様な社会的活動に参画する機会が**確保されること。**」

提言③

はじめはノウハウをもつ外部専門家や団体の力を借りる

提言④

自由が原則、を忘れない

例外的に制約する場合には、その趣旨を子どもにも伝える（知る権利の保障）

校則の見直し等に関する取組事例について② (学校)

公立中学校における取組事例

(生徒間における校則についての議論)

- 校則の見直しのため、各学級で校則の見直してほしい箇所、学校生活上のルールで変更してほしいことを議論。
- 生徒総会で校則を議題に取り上げ、生徒間で協議を実施。協議を踏まえ、生徒会から学校側へ校則の見直しに関する要望を提出。

(生徒の要望を踏まえた校則の見直し)

- 生徒たちの要望を踏まえ、学校側でも校則の見直しについて協議し、身なり等に関する校則を改定。

公立高等学校における取組事例

(校則に関する生徒・保護者・地域へのヒアリング)

- 学校側が中心となって、学校評議員会、PTA会議、生徒会に対し、現行の校則に関して、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取し、それを踏まえて校則を改定。

(校則のホームページ掲載)

- 生徒、保護者、地域の校則に関する意識を高めるとともに、学校における見直しを促すため、校則を学校のホームページに掲載。

(入学希望者への校則の周知)

- 児童生徒・保護者との共通理解を図るため、学校への入学を希望する中学生を対象とした学校説明会において校則の内容等について説明。

7. おわりに



校則の趣旨→「大人の都合」の押しつけでは？

子どもにも「人権」がある。

必要なのは「支援」であり、「制約」ではない。

教員の多忙→別の手段で解消を。

幸福追求権の保障→主体的に考えることのできる人間に。

子どもは未来の主権者。

.....



子どもの権利・幸福追求権→常に意識的・自覚的に。

気づいたら改める・見直す。

子どもが幸せな社会が平和な社会。

※調査にご協力いただいたみなさまへ、感謝いたします。



所属 千葉県弁護士会 校則調査PT

メンバー 西田祥子
村山直
羽角和之
石井一輝
大崎慎乃祐
富田絵津子
藤原綾子
磯野史大

ご 傾 聴

あ り が と う ご ざ い ま し た 。



ちーべん